

# 琉球大学学術リポジトリ

## 1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.5

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43886">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43886</a>

204

漢

外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示	総第	44598 号
特我	暗 略 平	第	1861 号
		※昭和	44年9月6日 21時 分発
		大至急	普通・LTF 発電係 為政中

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 3 参事官 3 北米才一課長 1	主管局部課 (室) 名 半号 起案 昭和 44年 9月 16日 起案者 半号 電話番号
--	-------------------------------------	--

協議先

在 半 下 日 大使 臨時代理大使  
総領事 代理 あて 外務 大臣 發  
P.M.H. 代理

電 報 在 半 下 日 大使 臨時代理大使  
総領事 代理 あて

件名 沖縄返還交渉 (訓令)

国連 死位電米局長才802号 發電

16 207

62

次官御了承に付、又、外務省に於て、  
北米才一課長に於て、

(昭和四二・七一改正)

GB-1

漢

外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示	総第	44597 号
特我	暗 略 平	第	802 号
		※昭和	44年9月16日 21時 分発
		大至急	普通・LTF 発電係 為政中

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課 (室) 名 半号 (強) 起案 昭和 44年 9月 16日 起案者 半号 電話番号
--	-------------------------------	--

協議先  
条約局長  
参事官  
条約課長

在 半 下 日 大使 臨時代理大使  
総領事 代理 あて 佐藤 外務 大臣 發  
P.M.H. 代理

電 報 在 半 下 日 大使 臨時代理大使  
総領事 代理 あて

件名 沖縄返還交渉 (訓令)

米来電才2889号に因り、

後知大臣へ半場次官より

16日午前の閣議後、冒頭米来電の合意経緯

を総理に御報告の上、御指示を仰じたこと、

別電才802号の御意伺に付、  
本に由り、

16-206

62

1945

(昭和四二・七一改正)

GB-1

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (機秘・秘の朱印) 特我	符号表示 暗 略 平	総第 44608 号	号 第 503 号
大至急 <del>急</del> 普通 LTF		昭和 44 年 9 月 16 日 21 時 22 分	
主管 大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官 房 長		主管局部課 (室) 名 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	
協議先 条約局長 参事官 条約課長		起案 昭和 44 年 9 月 16 日 起案者 米 電話番号	
在 米 総領事 代理		大使 臨時代理大使 代理	
件名 沖縄返還交渉 (訓令) 米来電才 2889 号 1 1 句 1. 復知大臣へ。 (米側) 交渉の進展は 10.5 へ 下記に示す通り。 (米側) 交渉の進展は 10.5 へ 1. ウィットナム。 コレに付 10.5 へ 米側 電才 2890 号 1. 大旨 受諾 (米側) 交渉の進展は 10.5 へ 米側 交渉の余韻を 10.5 へ 米側 交渉の余韻を 10.5 へ			

(昭和四二七一改正)

漢

特

字

清

16 208  
6/11

翻って日米友好の基盤を在座して所々に  
 場合、予期以上の将来の2022年を  
 表現した2022年、仲遠に遠くより日米友好  
 関係の一枚岩を益々強固としよと  
 基本的姿勢を以て中核し得策である  
 と考えられ、1972年2月に在米日  
 外松の承認を收拾したところ、  
 日米両国、予期以上の印象を世界  
 にも与えたこと、好ましく、15日の  
 米軍の撤退の発表と相み合わせ  
 米側の柔軟な姿勢、米側、対北越関係  
 への好ましく、2022年、好ましく、  
 された。2022年、米側、大局的見  
 地から再検討し、米側、在米日  
 文書の締結、2022年、望ましく、  
 の程、(米側)

2. 核

~~この問題については~~ <sup>米側</sup> 基本的な考え方は  
~~上記の通り~~ <sup>米側</sup> 同様  
~~理由~~ <sup>米側</sup> 同様  
~~IC (IC) の信頼関係~~ <sup>米側</sup> 同様  
~~理解~~ <sup>米側</sup> 同様

3. 戦術作戦行動のための基地使用

同軍政府として米軍の自由登陸を認  
 める訳には行かないが、米軍の presence  
 及びその活動 <sup>の必要性</sup> に対し、十分な理解を  
 もつており、仲絶返還に付、日米の  
 一致をより一層強固にするという基本  
 的立場に立つ。この問題に對する  
 の政府の大方針である故に今後とも

<sup>米側</sup> 米側 <sup>の理解</sup> 米側 <sup>の理解</sup> 米側  
 米側 <sup>の理解</sup> 米側 <sup>の理解</sup> 米側  
 努力を怠らない。

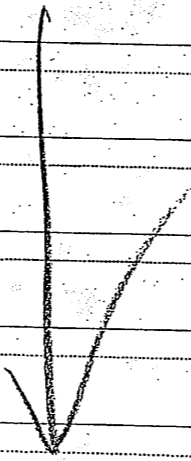
なお、貴國のコミニケ第6項の修正は、~~不~~

前協試制度不適正に運用された限り、同制  
 度の存在なしは仲絶返還の本土並み返還自体  
 が米子の至際義務の效果的遂行の妨げ  
 とならざることは、~~米側~~ <sup>米側</sup> の案の趣旨

~~米側~~ <sup>米側</sup> の案の趣旨

又此の如く和議上の困難を一切おくらせ、  
 前協試制度を又々おくら、米子の至際義  
 務の效果的遂行に積極的の承認をこの  
 意味合に不濃厚となり、前協試の包括的  
 承認を予えられぬことは、~~米側~~ <sup>米側</sup> の案の趣旨  
 たる要諦に明か著しく困難となる不好ま  
 しきもの。 (日) 長官の案を對する不誠の理  
 由は仲絶返還も明確にしているが、おとしく案  
 案では米子の至際義務の效果的遂行の

めたりは 亦て「任す」であるとの 可以か未て  
いふに 亦て「任す」と推測され、然りとされ  
は、2の英は、本22 11の才の譲り得ざること  
である。) 一にては、原案の表現より、本  
交米側の譲得を試みることを止むこと、止  
むを得ないは、"should be compatible with"  
を代えて "should not hinder" (和文は、  
F... 把政权归还は... 實際義務の効果を遂  
行の妨げとならざることを... ) により  
妥結を促すこと。



### 4. 朝鮮台湾

米米電才2891号と受諾して差支之旨。  
(上記3の立場にたつて、出挙得中は、  
~~本22と既記英言の二本通とすこと~~  
~~本22と本22の二本通とすこと~~  
二の英は、従来の交渉経緯に鑑み、固執  
はし(旨)。

すなわち、冒頭米米電才2、(1)に「~~差支~~  
了承し。

### 5. 本22と本22

冒頭米米電才3の通り、結論を要する。

米に電才した。